

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

Ⅰ. 平成26年～28年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成29年7月7日）で結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位撤廃 (介護保険法)	厚生労働省	介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、 <u>平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。</u>	平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて検討を行う。

○平成27年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	承認基準のある医薬品製造販売の地方承認権限の拡大 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省	医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)において品質に係る規格が定められているものは、 <u>承認基準の見直しを行った上で、都道府県に移譲する。</u> ・生薬単味製剤(平成29年度中)	平成29年3月27日から4月25日まで、一般用生薬製剤承認基準案についてパブリックコメントを実施した。 パブリックコメントに寄せられた御意見をもとに「一般用生薬製剤承認基準」及び告示案を検討中。 告示改正に関するパブリックコメントを実施後、都道府県知事が承認する医薬品に生薬製剤を追加する告示改正を行い、関連する通知を発出する。 (平成29年度中)

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
3	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者) (高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金))	文部科学省	高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証中。

○平成28年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
4	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	総務省 経済産業省	創業支援事業計画の認定(113条1項)については、附則2条2項に基づく見直しの期限とされている <u>平成29年度末までに、その権限の全部又は一部を都道府県に移譲することも含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	産業競争力強化法附則第2条第2項に基づく見直し期限とされている平成30年3月31日までに、都道府県内における市区町村での創業支援事業計画の認定権限の全部又は一部を都道府県に移譲することを含めて検討中。

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	放課後児童支援員資格要件等の緩和等 (児童福祉法) ※資料2 重点事項2	厚生労働省	放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成29年中に結論を得られるよう検討中であり、平成29年5月には都道府県、指定都市に対して放課後児童支援員認定資格研修実施状況調査を行った。

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地利用に関する規制の緩和</p> <p>（公有地の拡大の推進に関する法律） ※資料2 重点事項33</p>	国土交通省	<p>先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>H29. 2. 3 付けで先買い土地の保有実態等の調査を地方公共団体等に対して依頼済み。</p> <p>地方公共団体等からの回答のうち、具体的な活用方策を確認する必要があるものについて、追加調査を実施中。併せて、必要に応じてヒアリング等を実施し、平成29年中を目途に結論を得る。</p>

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
7	駐車場出入口設置に係る規制緩和 （駐車場法） ※資料2 重点事項27	警察庁 国土交通省	まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	具体的な支障事例の収集に着手。具体的な支障事例を収集し、分析を行った上で道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について検討を行う予定。

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し （老人福祉法） ※資料2 重点事項12	厚生労働省	サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭41厚生省令19）12条6項）については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度にサテライト型養護老人ホームの本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて、調査研究事業を行うこととし、公募の結果、事業者が選定され調査研究を開始するところ。

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
9	生活保護制度関連の見直し (生活保護法) ※資料2 重点事項20-④	厚生労働省	費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、 平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	生活保護制度の見直しに係る審議会等における議論に合わせて検討予定。
10	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加 (健康保険法)	厚生労働省	がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、 平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	中央社会保険医療協議会において、平成29年8月にこれまでの議論の概要の整理を行った。医療機関間の連携については、「地域における医療提供体制の確保にあたっては、限られた資源を有効活用する等の観点から、医療機関間の機能分化・連携が重要である」とした。 今後、これを踏まえ、 (～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について (～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について 議論を行い、 平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示・通知の改正を行う予定。

③ 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加 (砂利採取法)	経済産業省 国土交通省	認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年4月に認可権者等に対して意見照会(調査依頼)を実施した。 認可権者等の意見をとりまとめ、具体的にどういった変更が軽微な変更としても問題のないものに該当するのか検討を行う。

④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
12	都道府県経由事務の見直し(不動産鑑定士試験の受験申込) (不動産の鑑定評価に関する法律) ※資料2 重点事項49-③	国土交通省	不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務を廃止することとする。 地方分権一括法において、不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務を廃止するべく、不動産の鑑定評価に関する法律を改正する。

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
13	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> <p>※資料2 重点事項22-③</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。</p> <p>「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p>
14	<p>マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> <p>※資料2 重点事項22-①</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、<u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>精神保健福祉法に基づく措置入院の費用徴収に係る地方税関係情報の提供について、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策を、関係府省間で検討中。</p> <p>引き続き関係府省間で検討を進め、平成29年中に結論を得る。</p>

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
15	<p>法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) ※資料2 重点事項51</p>	内閣府 総務省	<p>通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、<u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年3月にポスターやリーフレットを各都道府県及び市町村に配布しており、券面事項の記載の変更を行うように周知を図っている。</p> <p>また、制度の運用実態について調査を行い、本人確認書類として通知カードを用いる場合に併せて提出される書類の中には、氏名及び住所のみが記載された書類（納税証明書、戸籍の附票の写し、給与所得の源泉徴収票等）が複数存在するため、通知カード上の記載住所によって本人確認できる状況を確保することが不可欠であることが分かった。</p> <p>さらに、通知カード券面事項の住所変更追記事務における事務効率化のための工夫事例について調査を行った。</p> <p>通知カード券面事項の住所変更追記事務の重要性を改めて提案団体及び追加提案団体へ周知するとともに、当該事務負担の軽減を支援するために、事務効率化のための工夫事例を提案団体及び追加提案団体へ共有した。</p>

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
16	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し (地方税法)	総務省 財務省	<p>所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、<u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方団体、地方税電子化協議会及び関係府省庁間で協議を開始し、データの具体的な送信方法等の検討を行っている。</p> <p>地方公共団体等の意見を踏まえつつ、課税事務に支障が生じないように、データ送信方法及びシステム改修内容等を決定する。</p>
17	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し (競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)	総務省	<p>地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成28年2月、8月及び11月に官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会を開催し、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を議論(所管省庁と現在も協議を継続しているところ)。</p> <p>引き続き民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理し、所管省庁とも協議を重ねた上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し平成29年度末に実施する官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会において議論を進め、結論を得る予定。</p>

II. 平成26年～28年の対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成29年7月7日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年及び27年対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
18	<p>家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和 （児童福祉法及び子ども・子育て支援法） ※資料2 重点事項1-③</p>	内閣府 厚生労働省	<p>家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設（同省令16条2項）については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設（同項1号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項2号）及び共同調理場等（同項3号）以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成28年度は、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価・検討を実施し、食事提供の外部搬入について、現行認められている搬入施設以外の事業者からの搬入を行うことについて、論点整理を行った。平成29年度も、同委員会において、継続して評価・検討を実施中。平成29年に決定予定の構造改革特別区域推進本部の対応方針を踏まえて、今後の措置を検討予定。</p>

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
19	道路運送法上の申請 事案に係る手続の簡 素化 (道路運送法)	国土交通省	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請については、路線図等の書類を運輸支局等に提出する必要があるが、これらの書類のうち、地域公共交通会議における協議書類と重複し、かつ、変更なく協議が調ったものについては、提出の省略を可能とする。なお、その手段については今後検討し、平成29年中に措置する。</p>